

Q 孫に結婚資金残したい

今年で80歳になります。息子夫婦と孫と暮らしていますが、たった一人の孫娘がかわいくて仕方ありません。孫娘の将来のために結婚資金を残しておいてあげたいと思っています。私ができることに何がありますか。

法律 相談室

日本の法律の下では、祖父母と孫は養子縁組を行うなどしない限り、相続関係にはありません。そのため、どのような形でお孫さんに財産を残すことができるかについて、相続ではない別の方法を考えなければなりません。

代表例は、遺贈と生前贈与です。

遺贈とは、死亡時に特定

「非課税一括贈与」検討を

の者に対して、遺言によって財産を与えることを言います。この方法によれば、相続人ではないお孫さんに財産を残すことができます。

生前贈与とは、生前の段階で特定の者に財産を与えることを言います。この方法も、相手は相続人に限られません。

しかし、この二つの方法は課税方法こそ異なるものの、結婚費用のような大金の場合、いずれも高額の税金を納めなければならなくなる可能性があります。できれば非課税で、より多くのお金をお孫さんに残したいですね。

そこで利用を検討すべきなのが、「結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置」です。

「置」です。例えば結婚資金として子供や孫に財産を贈与する場合、300万円までであれば贈与税がかかりません。この非課税措置を利用するためには、金融機関に専用の口座を作り、結婚資金として入金しておく必要があります。払い出しの方法は銀行によって様々ですが、結婚にあたり

て支出した費用の領収書などを提出する方法が一般的です。

ただし、この非課税措置には期限があります。今のところ、来年3月31日までに口座の開設と入金の手続きを済ませる必要があるとされています。

この非課税措置の何よりのメリットは、生きている間に財産を移転できること

です。とはいえ、お孫さんにとって一番うれしいのは、おばあちゃんに結婚資金を残してもらうことではなく、おばあちゃんがお元氣なうちに結婚式を見届けようか。ぜひ長生きして、お孫さんの結婚式に出席してくださいね。

(回答＝嶋下智法弁護士)



県弁護士会マスコットキャラクター「ちーべん」

県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8954、松戸047・366・6611、京葉047・437・3634）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。